

広島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十一年四月一日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町川戸字足川一〇〇〇五番一地从先から 山県郡北広島町川戸字大塩山一〇〇〇二番七地先まで			二四・五〇 二三・〇〇	一〇八・六〇	
			二三・〇〇 二八四・〇〇	一〇八・六〇	拡幅